

公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会 入会金及び会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費について、その額及びその納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会金)

第2条 会員は、次の入会金を納入するものとする。

正会員（準会員から引き続き正会員となった場合を除く）	6,000円
賛助会員	6,000円
準会員	無

(入会金の納期)

第3条 入会金は、入会申し込み時に納入するものとする。

(会費)

第4条 会員は、次の会費（年額）を納入するものとする。

正会員	10,000円
準会員	5,000円
賛助会員	10,000円
名誉会員	10,000円

2 事業年度の途中に入会した場合及び事業年度の途中で退会した場合であっても、当該事業年度の会費について、前項の会費（年額）の全額を納入するものとする。

(会費の納期)

第5条 会員は、毎年12月末日までに（新たに入会しようとする者は、入会申し込み時に）、会費（年額）の全額を納入するものとする。

(入会金及び会費の減免)

第6条 理事会は、次のいずれかに該当する会員については、第2条及び第4条の規定にかかわらず、入会金及び会費のいずれか一方又は双方の減免を決議することができる。

- (1) 傷病による長期間の療養、その他減免すべき相当の事由があると認められる会員
- (2) 名誉会員

(会費等の納入方法等)

第7条 会費及び入会金（以下「会費等」という。）の納入に関する事務は、定款第3条に規定する都道府県鍼灸マッサージ師会及びこれに準ずる団体（以下「都道府県師会」という。）に依頼してこれを行うものとし、会員は、会費等を現金又は都道府県師会の指定する銀行口座へ振り込む等により、都道府県師会を経由して、本会に納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事会が会費等の納入を都道府県師会に依頼して行うことが困難と認める場合には、会員は、会費等を本会に現金又は本会の指定する銀行口座に振込みを行う等により、又は、理事会が別に定める方法により納入することができるものとする。

3 第1項の事務の依頼に当たっては、依頼する事務の範囲等必要事項について、予め本会と都道府県師会との間で合意しておくものとする。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を得て行うものとする。

（委任）

第9条 この規程の施行について必要な細則は、理事会が別に定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。（登記日平成23年4月1日）

2 この規程は、平成28年5月29日開催の総会において、年会費値上げが決議され、平成29年4月1日より施行する。